大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	97	191	93	186	50	97	46	93
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	97	191	93	186	50	97	46	93
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	175	345	168	338	91	175	83	168
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	517	1,017	494	994	267	517	244	494
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	150	295	144	289	77	150	71	144
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	6,690	13,165	6,405	12,880	3,455	6,690	3,165	6,405
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	107	210	102	206	55	107	51	102
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	7,625	15,000	7,295	14,670	3,935	7,625	3,605	7,295
パプアニューギニア	ｷﾅ	258	508	247	497	133	258	122	247
パラオ	ﾄﾞﾙ	62	123	60	120	32	62	30	60
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	143	282	137	275	74	143	68	137
マーシャル	ﾄﾞﾙ	62	123	60	120	32	62	30	60
ミクロネシア	ﾄﾞﾙ	62	123	60	120	32	62	30	60